

別海町議会会議録

第3号（平成24年6月22日）

○議事日程

- | | | | |
|-------|--------|--|---|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | | 各議案の討論・採決 |
| | | | (1)平成24年度別海町一般会計補正予算（第1号）
（町長提出議案第45号） |
| | | | (2)平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
（町長提出議案第46号） |
| | | | (3)平成24年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）
（町長提出議案第47号） |
| | | | (4)住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について
（町長提出議案第48号） |
| | | | (5)別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定
について
（町長提出議案第49号） |
| | | | (6)辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
（町長提出議案第50号） |
| | | | (7)辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
（町長提出議案第51号） |
| | | | (8)工事請負契約の締結について
（町長提出議案第52号） |
| | | | (9)公の施設に係る指定管理者の指定について
（町長提出議案第53号） |
| | | | (10)町道の路線認定及び廃止について
（町長提出議案第54号） |
| 日程第 3 | 発議第 3号 | | 町長の専決事項の指定について |
| 日程第 4 | 発議第 4号 | | 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
について |
| 日程第 5 | 発議第 5号 | | 地域の実態に応じた高校づくりを求める意見書について |
| 日程第 6 | 発委第 2号 | | 基地対策関係予算の増額等を求める意見書について |
| 日程第 7 | | | 議員派遣の件 |
| 日程第 8 | | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

○会議に付した事件

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			各議案の討論・採決
			(1)平成24年度別海町一般会計補正予算(第1号) (町長提出議案第45号)
			(2)平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (町長提出議案第46号)
			(3)平成24年度別海町水道事業会計補正予算(第1号) (町長提出議案第47号)
			(4)住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について (町長提出議案第48号)
			(5)別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定 について (町長提出議案第49号)
			(6)辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (町長提出議案第50号)
			(7)辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (町長提出議案第51号)
			(8)工事請負契約の締結について (町長提出議案第52号)
			(9)公の施設に係る指定管理者の指定について (町長提出議案第53号)
			(10)町道の路線認定及び廃止について (町長提出議案第54号)
日程第 3	発議第 3号		町長の専決事項の指定について
日程第 4	発議第 4号		森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書 について
日程第 5	発議第 5号		地域の実態に応じた高校づくりを求める意見書について
日程第 6	発委第 2号		基地対策関係予算の増額等を求める意見書について
日程第 7			議員派遣の件
日程第 8			委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員(17名)

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	杳 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
12番	松 原 政 勝	13番	戸 田 博 義
14番	戸 田 憲 悦	15番	中 村 忠 士

16番 佐藤初雄
議長 18番 渡邊政吉

副議長 17番 安田輝男

○欠席議員（1名）

11番 丹羽勝夫

○出席説明員

町長	水沼 猛	副町長	磯田 俊夫
教育長	山口 長伸	総務部長	竹中 仁
福祉部長	佐藤 次春	産業振興部長	有田 博喜
建設水道部長	天田 豊	教育部長	大島 登
監査委員事務局長	上月 昭彦	農委事務局長	森本 哲男
病院事務長	真籠 毅	会計管理者	半田 雅代
総務部次長	宮部 正好	福祉部次長	佐藤 英敏
福祉部次長	田保 圭乙	産業振興部次長	竹内 伸康
建設水道部次長	永野 寛昭	教育部次長	藤原 繁光
総務課長	宮部 正好	総合政策課長	浦山 吉人
財政課長	河嶋 田鶴枝	税務課長	宮越 正人
町民課長	半田 三喜男	福祉課長	佐藤 英敏
特養建設準備室長	田保 圭乙	保健課長	佐々木 勉
農政課長	山崎 茂	環境特別推進室長	登藤 和哉
水産みどり課長	小湊 昌博	商工観光課長	大槻 祐二
管理課長	小西 健夫	事業課長	千葉 悦男
上下水道課長	永野 寛昭	学務課長	藤原 繁光

○議会事務局出席職員

事務局長 土井 一典 主幹 山田 一志

○会議録署名議員

1番 木嶋 悦寛
3番 森本 一夫
2番 松壽 孝雄

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋悦寛議員、2番松壽孝雄議員、3番森本一夫議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 各議案の討論・採決を行います。

ここで、お諮りします。

議案第53号公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。本件については、本会議の初日に質疑が行われております。その中で、中村議員から指定管理者選定委員会審査結果の公表についての質疑があり、町理事者側から答弁がありましたが、その答弁内容について訂正したいとの申し出がありました。

このことから、討論、採決の前に発言を許したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

それでは、発言を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 19日の本会議におきまして、別海町資源循環センターの指定管理に係る議案説明について、中村議員からの御質問、指定管理者選定委員会審査結果の公表について、町ホームページで公表をしているとの答弁をいたしました。しかし、会議後、掲載状況を確認したところ、当該案件の審査結果につきましてはホームページの公表をしておらず、誤った答弁をいたしましたことについて訂正をさせていただくとともに、おわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

なお、公表を行っていなかった経緯でございますが、本件募集要項に審査結果を公表すると記述しておりましたのは、応募者に対して審査結果は秘密としないという意味での条件記述で、情報公開として審査結果を積極的に公表するという扱いにしていなかったため、公表の方法そのものを規定しておりませんでした。指定管理者の指定を行う最終的決定は、当然、議会の議決によるものではあります。手続の公平性と透明性を確保するため、今後は選定委員会審査結果についても速やかに公表を行うよう改めることといたします。

す。

なお、平成23年度以降の指定案件につきましては、議決結果とあわせて本日から公表といたしましたので、御報告をさせていただきます。

以上、答弁の訂正並びにおわびとさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 発言が終わりましたので、以上でこの件に関しては終わります。

それでは、議案第45号平成24年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成24年度別海町国民健康保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成24年度別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号工事請負契約の締結についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号公の施設に係る指定管理者の指定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第3号

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 発議第3号町長の専決事項の指定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 町長の専決事項の指定についての内容の説明を申し上げます。

まずは、議案の提案理由ですが、普通地方公共団体の議会が議決しなければならない議決事件は、地方自治法により定められているところでありますが、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により、特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるかとされております。

現在は、工事または製造の請負契約に係る変更契約について、条件を付して指定をしておりますが、5月8日付で町長から本案件に係る事項を専決処分の指定事項として加えてほしい旨の依頼があり、議会運営委員会等で協議を重ねてまいったところであります。

町が、その当事者である損害賠償等に係る和解や額を決定することは、当事者が町民であることも多くあり、できるだけ速やかに和解・賠償を行うことが望ましいと判断されますことから、今回、指定事項として追加する御提案をするものであります。

なお、今回の指定は、今後の追加指定などを考慮し、号建てとするため、指定済み分についても再度指定し直すことといたしました。

それでは、内容については、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第3号町長の専決事項の指定について。

上記の議案を、別紙の通り地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成24年6月22日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、佐藤初雄、同、安田輝男、同、松原政勝、同、小林敏之。

町長の専決事項の指定について。

別海町議会の権限に属する事項中、次の事項を地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

第1号、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経た工事または製造の請負契約に係る当該契約金額の100分の5を超えない範囲（当該金額が500万円を超える場合にあつては、500万円以内）で変更契約を締結すること。

第2号、法律上、町の義務に属する損害賠償について、1件につき100万円（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては同法による保険金額）以下の損害賠償の額を定めること並びにこれに係る和解または調停に関すること。

附則として、第1項、この議決の効力は、議決の日から生ずるものとする。

第2項、町長の専決事項の指定について（平成22年3月17日議決）の効力は、本議決の日前をもって失われるものとする。

以上であります。御審議の上、速やかに御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第4号

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 発議第4号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 本意見書案につきまして、6月6日に北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から、当議会におきまして取り計らいをよろしくお願いしたいという旨の連絡が入っております。つきましては、私、安田が当議会の林活議連代表世話人ということでございまして、提出者ということで意見を取りまとめさせていただきました。

それでは、意見書についての説明を申し上げます。

まずは、意見書の提案理由ですが、近年、地球温暖化が深刻な環境問題となり、その防止策として、従来の国土の保全や水源の涵養などの役割とともに、森林や木材が果たすべき役割に対する国民の期待は増しております。しかしながら、本道の林業・木材産業は長引く経済の低迷や諸要件により生産が上がらず、材価も低迷する中、危機的な状況にあります。

こうした厳しい状況を踏まえ、森林整備を着実に推進し、林業の安定的発展と山村の活性化を図るため、国の森林・林業再生プランに基づく施策を進め、森林資源の循環利用を推進することが重要であることから、活性化が図られるよう本意見書を提出するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第4号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成24年6月22日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、安田輝男。

賛成者、同、戸田博義、同、佐藤初雄、同、小林敏之、同、松原政勝。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっているところである。しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的な機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成などを積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において、本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

2、地球温暖化防止、特に平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な税の財源を確保すること。

3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等の経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の促進など、効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

4、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

6、森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者みずからが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月24日。

北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大

臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同を賜り、速やかに御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第5号

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 発議第5号地域の実態に応じた高校づくりを求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

1 番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 発議第5号地域の実態に応じた高校づくりを求める意見書。

上記の議案を、下記理由を付与し、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出理由。

北海道教育委員会は、2006年より、新たな高校教育に関する指針に基づき、以降、毎年度、公立高校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。根室管内の高校についても例外ではなく、短期・中期の配置計画の中で再編や定員調整、学科の見直し等の対象となっております。

少子化の影響から、中学卒業者が減少する中、道教委は1学級40人、1学年4学級から8学級に定め、1学年3学級以下の小規模校を再編・統合の対象校に設定しています。

しかし、地域の産業、文化、経済の担い手を育成し、定住人口を安定させ、子供たちに教育の機会均等を保証するための地元高等学校の存在の意義、そして後期中等教育の場として、障がいのある、なしにかかわらず入学を希望する子供たちに学びの場を提供する小規模校の果たす役割を考えれば、財政難や指針による数字だけで割り切れるものではないことは明白であります。

昨年度は、他校への通学が困難であることから残されてきた地域キャンパス校である渡島の熊石高校が、2年連続で入学者が20名を切り、地元からの入学者が同じく50%を切ったことにより募集停止となりました。本来の地域キャンパス校の役割を考えれば、まことに遺憾な措置であり、このことは同様な地域キャンパス校のある地域にとって、まことにショッキングな出来事でありました。地元の高校へ通えるというごく当たり前の状況を維持していくため、北海道の持つ地域性を十分に考慮の上、その指針を見直すことが必

要と考えます。

よって、ここに本意見書を提出いたします。

平成24年6月22日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同、中村忠士、同、瀧川榮子、同、安部政博、同、森本一夫。

地域の実態に応じた高校づくりを求める意見書。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針（2006年）に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、全道では現在までに19校が募集停止、または募集停止予定、17校が再編・統合によって削減、または削減予定されている。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じており、さらに、子供の進学を機に地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐことになっている。

地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれたといった実態も報告されている。

とりわけ昨年度は、他校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っていることを理由に募集停止した。このことは、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらした。

このように、新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の44%がなくなることになる。これは、そのまま地方の切り捨て、ひいては北海道全体の衰退につながるようになる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要であり、下記のとおり強く要請するものである。

記。1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子供、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定を行わないこと。

3、教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。

4、障害のある、なしにかかわらず、希望するすべての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月22日。

北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、北海道議会議長喜多龍一、北海道知事高橋はるみ、北海道教育委員会委員長若狭洋市、北海道教育委員会教育長高橋教一。

以上でございます。御審議の上、速やかに御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

まず、初めに、原案に反対者の発言を許します。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） ただいま木嶋議員のほうから地域の実態に応じた高校づくりに対する意見書ということで発言がありましたが、私は違った観点からの思いがありますので、今の意見に対して反対の意見を述べさせていただきます。

当議会で、こうした道立高校に対する意見書が出されるのは、調べていただきましたら初めてと聞いておりますし、そういう意味では、この議会もしっかりと道立高校に対するいろいろなことを注目しながら見ていることだということ、一議員としてもしっかり受けとめているところです。

今、発言ありましたように、それぞれの地元の地域の皆さんは、やはりその高校に対する思い入れを持って、何とかその高校の充実を図っていかう、そういう気持ちをそれぞれの地域で持っていると思います。もちろん私自身も、地元にある道立高校を愛しておりますし、いろいろな思い入れも持っております。そういう意味では、この地元の高校に対する現状、あるいは今後に対することを、もっともっと思い入れを深めた意見を持ちながら意見書の中に盛り込んで伝えていくべきだなど、そんなふうに思っております。そういう意味では、議会の中でも総務文教常任委員会の中で、今後、道立高校に対する事務調査も行う予定でおりますし、PTAであるとか同窓会であるとか、いろいろな分野の組織の意見を取り入れながら、あるべき姿、そういう思いを込めたものを伝えるべきだと、そういうふうにも思っておりますので、今この時点でこの意見書を提出するということに対しては、私は反対という、そういう立場で反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番安部政博議員。

○8番（安部政博君） 私は、賛成ということで名前も上がっておりますけれども、ただいま今西議員からお話いただきました。

地元の身近な現状をまずお話いたしますと、別海高校4間口で普通科3間口のうち、ことしは入学者が93人です。それから、19年から定時制酪農科が酪農経営科になりましたが、そこが40人に対して14人、合計107人です。近くでは、帯広の農業高校、定時制が募集停止になると聞いております。また、大空町には女満別高校と東藻琴農業高校があります。女満別高校は、御存じのように、ことし21世紀枠で甲子園にも出ましたし、ここ三、四年は何とか人が集まるだろうと。ただ、東藻琴農業高校は、今、七十五、

六人の生徒と聞いております。しかし、あの近郊にとっては大変重要な役割を果たしている学校です。特に、今、道内において、農業高校が衰退、あるいは減ってきております。別海高校も一度だけ20人ということがありますけれども、平成19年からずっと今回の14人、16人、17人というふうに、酪農経営科は20人に満たしておりません。したがって、先ほどの意見書にもありましたように、定数40人というものを、特に職業学校においては35人なり30人ということの考え方をしっかりと早い時期から論議する必要がありますし、別海高校160人に対して107人ですから、定数に対して53人の減があります。

道教委は、40人を超した場合は考えなければならない。50人を超した場合は1学級減という考え方を示しております。その1学級減が酪農経営科ということになりますと、やはりこの酪農のまち別海町の後継者を育てるという意味でも、非常にこれは危惧しなければなりません。いろいろな情報、あるいは気運を高めて、常任委員会のほうでもそういった議論をすることはもちろん必要ですが、今この時点でこの意見書を提出することは、決して早いとは思いません。したがって、そういった意味からも、この意見書の提出に賛同する立場の意見といたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに、討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

それでは、これから採決をいたします。

本件につきましては、起立により採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第2号

○議長（渡邊政吉君） 日程第6 発委第2号基地対策関係予算の増額等を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤初雄君） 基地対策予算の増額等を求める意見書の内容について御説明を申し上げます。

本件は、平成24年5月20日付で全国市議会議長会基地協議会会長神田隆彦氏から要望書の提出があり、総務文教常任委員会で協議・検討したものであります。

意見書の提案理由でございますけれども、議員各位には既に御高承のとおり、本町においても基地や関連施設等の所在、運用に起因する諸問題の発生もあり、住民生活はもとより地域振興にも少なからず影響を及ぼしております。特に、日本最大の演習地を要している本町では、年間使用日数約300日、延べ使用人員28万人にも及び、訓練による騒音、重車両の頻繁な走行による各種の障害など、さまざまな問題や課題も発生しているところでもあります。国からの交付金や補助金等を財源に、騒音対策や障害防止、あるいは民生安定事業等により、町民生活の安定と秩序維持に鋭意努めているところでもありま

す。

基地交付金等については、これまでも3年ごとに見直され、関係市町村の実情に配慮し増額されてきた経過があるものの、国においては、長引く景気低迷による大幅な税収減が予想される中、所要額確保は大変厳しい状況にあると推察されております。

こうした実情を踏まえ、地域活力に大きな影響があるものと慎重に協議、検討した結果、委員全員の賛成をもって、本意見書を提案することになったものであります。

内容説明につきましては、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

発委第2号基地対策予算の増額等を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

平成24年6月22日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会総務文教常任委員長佐藤初雄。

基地対策予算の増額等を求める意見書。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、長期にわたる景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

基地交付金、調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価がえの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経過がある。また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運営により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国においては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記。1、基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価がえの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準のさらなる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日。

北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣。

以上であります。委員会全会一致で提案しておりますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発委第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長(渡邊政吉君) 日程第7 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(渡邊政吉君) 日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(渡邊政吉君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成24年第2回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時48分

◎町長あいさつ

○議長(渡邊政吉君) 町長あいさつ。

○町長(水沼 猛君) 平成24年第2回の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員の皆様のおかれましては、休会中の常任委員会を含めまして4日間にわたり慎重な御審議をいただき、本定例会に提案をさせていただきました議案10件につきまして、すべて御決定を賜ったところであります。心から御礼を申し上げます。

また、発議によりまして、町長の専決事項の指定を追加をしていただきました。御決定

をいただきましてまことにありがとうございます。

町が当事者となる損害賠償につきましては、業務執行中の安全管理や各施設の保守等に万全を期し、極力発生をさせないよう、職員や業務委託先にも今後とも注意を促してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げる次第であります。

さて、台風の影響も重なりまして、不順な天候が続いているところであります。農作業のおくれについても大変心配されるところでございます。来週からは天気の方も持ち直してくるという予報でもございます。これから本格的な夏に向けまして、当町産業の動向も活発化してまいります。町政におきましても本年度に実施を予定しております各事業について、速やかにかつ効率的に執行してまいりたいと考えております。

1点、御報告をさせていただきますが、今朝の新聞にも報じられておりましたとおり、米海兵隊によります104号線越え実弾射撃訓練の分散実施が、昨日、9日間の日程で終了いたしました。本日から不発弾の処理に入るということでございまして、昨夜、町にも連絡がありましたので、まず御報告をさせていただきます。

今後の日程についてでございますが、7月上旬に予定価格が5,000万円を超える工事請負契約の入札を予定しておりますことから、7月12日にこの件に関する臨時議会の招集を予定しております。後日、御案内をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

また、定例会初日の行政報告でも申し上げましたが、7月9日、12日、13日には各町内会場でまちづくり懇談会を開催を予定しておりますので、議員の皆さんにもぜひ御参加をいただければ幸いです。

このほかに、当町の年間イベントの一つでもございますえびまつりが第52回を数えまして、6月30日と7月1日の2日間にわたり開催をされます。さらに翌週ですが、7月7日と8日には、「新・ご当地グルメグランプリ北海道2012in別海」が農村広場を会場に開催をされます。どちらのイベントにつきましても、それぞれの実行委員会の主催事業でございまして、現在、開催に向けての準備が進んでおります。町民の皆様に楽しんでいただくことはもちろんであります。別海町を北海道内外に向けて広くPRするイベントとなりますので、ぜひこちらにも足をお運びいただくよう御案内を申し上げます。

また、先ほども申しましたように、夏を迎え農作業、収穫作業も本格化しますし、また、工事もそれぞれ本格化をしております。これから観光シーズンを迎えることとなりますので、交通量の増大が今後とも頻繁になってくるということでございまして、いわゆる交通事故、また、作業中の事故につきましては、議員各位の皆さんも町民の皆さんといろいろと接触する機会もあると思っておりますので、ぜひそれらを通じて交通事故、また、作業中の事故等について十分注意、留意されるようにお話をいただければ大変ありがたいと、そのように思っているところであります。

以上、申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員